

第 164 回八王子市青少年問題協議会会議録

開催日 : 令和 7 年(2025 年)2 月 20 日 (木)

開催場所 : 八王子市役所 801 会議室

【出席者】

八王子市長	初宿 和夫	会長
八王子市青少年対策地区委員会連絡会代表	西川 要子	副会長
八王子市議会議長	鈴木 玲央	委員
八王子市議会文教経済委員会委員長	渡口 禎	委員
八王子市議会厚生委員会委員長	望月 翔平	委員
八王子地区保護司会代表	佐藤 順一	委員
八王子市内私立中学高等学校校長代表	石田 高志	委員
八王子市立中学校長会代表	白石 貴志	委員
八王子市公立小学校長会代表	川村 和人	委員
八王子市立中学校PTA連合会代表	田所 喬	委員
八王子市立小学校PTA連合会代表	田口 佑樹	委員
八王子市教育委員会教育長	松土 和広	委員（代理）
八王子警察署長	吉井 英樹	委員（代理）
高尾警察署長	田部井 健次	委員
南大沢警察署長	堀口 栄二	委員
東京保護観察所立川支部統括保護観察官	市川 豊	委員
東京西法務少年支援センター長	矢野 太亮	委員（代理）
八王子市生活安全部長	山岸 研	委員
八王子市保健所担当部長	鷹箸 右子	委員
八王子市子ども家庭部長	古川 由美子	委員

出席 20 名

（事務局）

八王子市子ども家庭部青少年若者課長
八王子市子ども家庭部青少年若者課

堀川 悟
永井、吉岡、濱、錦織、飯倉

【 次 第 】

1 開 会

2 委員紹介

3 副会長互選

4 議 事

(1) 協議事項

- ア 八王子市青少年健全育成基本方針 令和 6 年度(2024 年度)重点目標
「みんなでつないでいこう 思いやりの心」に関する取組について
八王子市青少年健全育成基本方針(令和 7 年度(2025 年度)～令和 11 年度(2029 年
度))について
- イ 八王子市青少年健全育成基本方針令和 7 年度(2025 年度)重点目標等について
- ウ 令和 7 年度(2025 年度)八王子市青少年健全育成推進区域の指定について
- エ 令和 7 年度(2025 年度)「八王子市青少年健全育成基本方針の策定等に係る
検討会」の検討事項について

(2) 報告事項

令和 6 年度(2024 年度) 青少年健全育成事業について

(3) 情報交換

- ア 令和 6 年少年非行の現状及び最近の動向について
- イ 八王子市自殺率の推移と対策について
- ウ 八王子市再犯防止推進計画の改定について

5 閉 会

【 配付資料 】

第 164 回 八王子市青少年問題協議会次第

資料 1 八王子市青少年健全育成基本方針 令和 6 年度(2024 年度)重点目標
「みんなでつないでいこう 思いやりの心」に関する取組について

資料 2 八王子市青少年健全育成基本方針(令和 7 年度(2025 年度)～令和 11 年度
(2029 年度))について

資料 3 八王子市青少年健全育成基本方針令和 7 年度(2025 年度)重点目標等について

資料 4 令和 7 年度(2025 年度)八王子市青少年健全育成推進区域の指定について

資料 5 令和 7 年度(2025 年度)「八王子市青少年健全育成基本方針の策定等に係る検討会」
の検討事項について

資料 6 令和 6 年度(2024 年度) 青少年健全育成事業について

資料 7 八王子市自殺率の推移と対策について

資料 8 八王子市再犯防止推進計画の改定について

- 別紙1 青少年健全育成基本方針 令和7年度(2025年度)重点目標リーフレット(案)
別紙2 青少年健全育成基本方針 令和6年度(2024年度)重点目標リーフレット
別紙3 八王子市青少年健全育成基本方針令和6年度(2024年度)重点目標「みんなでつないでいこう思いやりの心」に関する取組について(各機関・団体からの回答一覧)

【議事要点】

1 開会

【会長挨拶】

おはようございます。お忙しい中、お越しいただきありがとうございます。また、日ごろより子どもたちの健全育成に関し、それぞれのお立場で御理解と御支援を賜り、改めて感謝申し上げます。

本協議会におきましては、市民、議会、学校、行政の立場で市政に対してご検討いただける貴重な場だと認識しております。

昨今、報道などで話題のように SNS を介しての特殊詐欺、ネットを利用したカジノ、そして、闇バイトといわれる匿名流動型犯罪グループによる強盗が行われる状況でございます。悲しいことに本市もその被害を受けているものでございます。先日、八王子警察署の四郎園署長及び市民の皆様方と一緒に、八王子駅前で闇バイト対策及びネットによるカジノの防止の啓発活動をさせていただきました。このような取り組みを重ねながら、特に青少年を犯罪から守っていく、犯罪に加担しないような、関わらないような取組をこれからも続けてまいりたいと思っております。

本日は限られた時間ではございますが、皆様方からの忌憚のない意見を賜ればと思います。どうぞよろしく願いいたします。

2 委員紹介

3 副会長互選

- ・ 副会長として、八王子市青少年対策地区委員会連絡会代表西川委員を選任

4 議事

(1) 協議事項

ア 八王子市青少年健全育成基本方針 令和6年度(2024年度)重点目標

「みんなでつないでいこう 思いやりの心」に関する取組について 資料1

【事務局説明】

- ・ 取組についての照会は、259の機関・団体へ事務局より行い、回答率は100%となっている。
- ・ 取組件数は1,233件。コロナ禍により、大幅に減少した取組件数が、令和3年度から

継続して増加し、これまでの最多であった令和元年度の 1,199 件を超え、過去最高の取組件数を記録した。

〈小学校(義務教育学校含む)の取組について〉

- ・ 70 校から、478 の取組について回答を得た。
- ・ 「あいさつ運動」、「異学年交流活動」や「インターネット・SNS の適切な使い方」・「いじめ」について考えさせる取組を実施している。
- ・ アンケート調査、スクールカウンセラーなどによる面談、子ども見守りシートを活用した保護者との連携など、いじめ対策を目的とした取組を全校で実施している。

〈中学校(義務教育学校含む)の取組について〉

- ・ 38 校から、270 の取組についての回答を得た。
- ・ 「あいさつ運動」については、小中一貫教育の一環として、小学校との連携や、地域の大人の協力も得ながら、多世代交流することを図る取組を実施している。
- ・ 小学校と同様「インターネット・SNS の適切な使い方」・「いじめ」について考えさせる取組を行っており、アンケート調査、スクールカウンセラーなどによる面談、子ども見守りシートを活用した保護者との連携など、いじめ対策を目的とした取組を全校で実施している。

〈青少年対策地区委員会、小・中学校 PTA 連合会の取組について〉

- ・ 39 団体から、206 の取組についての回答を得た。
- ・ 青少年対策地区委員会については、「地域清掃」、「防災体験」、「健全育成標語募集」、「地域音楽祭」などのイベントを実施した団体が多く、子どもが自らの考えや技能を発表する機会や、イベントの運営スタッフとして参加する機会を提供している。
- ・ 特に、健全育成標語については、青少年健全育成基本方針 令和 6 年度（2024 年度）重点目標リーフレットを活用し、重点目標をテーマにした取組が多く、リーフレットの重点目標を自分ごととして、子どもに捉えてもらえる機会となっている。
- ・ 小・中学校 PTA 連合会においては、スマートフォンに関する研修会を開催したり、広報誌を発行したりするなど、保護者の意識向上を図っている。

〈学童保育所の取組について〉

- ・ 90 施設から、246 取組についての回答を得た。
- ・ 日常的な、あいさつ・言葉の使い方の指導を行うことで、思いやりの心を育てている。

〈子ども・若者育成支援センター(はちビバ)の取組について〉

- ・ 12 施設から、12 の取組についての回答を得た。
- ・ 子どもが、主体的に運営に関わったり、地域の大人と交流できたりする取組を実施している。

〈関係所管の取組について〉

- ・ 10 所管から、21 の取組についての回答を得た。
- ・ 市民団体などとの連携を深め、子どもが体験したり、意見を発表できる場を提供したりするなど、所管の特徴を生かした活動を展開している。

〈各関係機関・団体ごとの特色ある取組について〉

- ・ 4 頁の第七小学校の「認知症サポーター育成講座」では、認知症をはじめとする加齢による様々な症状について学び、他者を理解し、思いやりの心や助け合いの心を育む取組を実施している。
- ・ 次に、他の団体等と連携し実施した取組について、4 頁下段、松木中学校の「あいさつ運動」は、地域の大人や地区内の小学校と、5 頁上段、青少年対策檜原地区委員会の「ながらパトロールボランティア募集」は、町会や PTA と、5 頁中段、青少年対策松木地区委員会の「夜間パトロール」は、警察署と、それぞれ連携し、子どもを見守る事業を実施している。
- ・ 令和 6 年度の行動指針にあるように、子どもたちの意見に耳を傾ける取組も実施している。たとえば、4 頁上から 2 段目、高倉小学校の「ストップいじめプロジェクト委員会の取組」や 5 頁上から 2 段目、青少年対策恩方地区委員会の「青少年健全育成標語」、5 頁下から 2 段目、上柚木小学童保育所の「子ども会議」は、子どもたちが自ら考え、行動できるような取組を実施している。
- ・ 令和 6 年度の特徴として、小・中学校を中心に「闇バイト」などの青少年の犯罪に関する取組をしていることが挙げられる。たとえば、4 頁中段、元八王子東小学校の「ふれあい月間(セーフティー教室)」や、1 つ下の石川中学校の「闇バイト加害防止授業」、5 頁下段、教育指導課の「闇バイトクイズ」では、犯罪が与える影響や関わらないための知識を培う取組を実施している。

《会長》

- ・ 事務局から「八王子市 青少年健全育成基本方針 令和 6 年度 重点目標」に対する各機関・団体の取組について説明があった。
- ・ 御意見・御質問はいかがか。

《八王子市議会文教経済委員会委員長 渡口委員》

- ・ 資料 1-2 の 4 ページ、石川中学校で実施した「闇バイト」加害防止授業を担当したのは教育指導課か。また、受講した生徒の反響を教えてほしい。
- ・ 闇バイトについては、私たちも危惧しているところであり、インターネット上では誰でもアクセスすることができるため、大人も意識していかなければいけないということを感じている。そのため、啓蒙は非常に大切だと思う。闇バイトに関する講座の要望は、警察にも寄せられているのか。

《事務局》

石川中学校の生徒指導部が中心となって実施している。反響については、別紙3「八王子市青少年健全育成基本方針令和6年度(2024年度)重点目標「みんなでつないでいこう思いやりの心」に関する取組について(各機関・団体からの回答一覧)」の67ページ、下から2行目の実績・効果に記載しているとおり、「闇バイトに加担するとどうになってしまうかを学んだ。また、巻き込まれないためには、情報リテラシー能力が必要であることを理解することができた。」との回答があった。

《高尾警察署長 田部井委員》

学校から直接、「闇バイト」や暴力団関係などの講話の依頼をいくつか受けている。

《八王子市議会厚生委員会委員長 望月委員》

こういった特色のある各学校等の取組について、情報共有を行って事業効果を高めていただきたい。先ほど話に出た闇バイトは、全国的な問題であり、他の中学校等でも実施を希望する学校があると思うが、具体的にどのように連携をとっているのか。すでに事例があれば紹介していただきたい。

《事務局》

外部団体の協力としては、警察署のセキュリティ教室があり、警察署からの講話や各校生活指導部の企画により実施している学校が多い。また、当課で所管している青少年対策地区委員会及び青少年育成指導員の会議においても情報を共有しており、教育委員会においても全学校へ情報を共有している。

《八王子市議会議長 鈴木委員》

- ・259団体の方が1,233件の取組を実施し、それらを色々な協議会などで共有しているとのことだったが、これだけの数を情報として共有するにあたって、見るのが大変であり、どこがポイントなのかわかりにくい可能性が高い。共有の仕方として、各団体の特色のある取組をピックアップすることや、カテゴリー別に整理したほうがよいのではないか。
- ・共有方法としては、書面で行っているのか。書面を必要とされる方もいると思うが、データであれば、検索機能を利用することにより、求める情報を見つけやすくなるのではないか。本会の会長もDXを推進しているため、活用を検討していただきたい。

《事務局》

- ・資料1-2の4・5頁のとおり、特色のある事例についてポイントをまとめ、各会議で共有している。
- ・これまでは書面上で共有をしているため、データの活用については、検討する。

《会長》

「八王子市 青少年健全育成基本方針 令和6年度 重点目標」に関して、学校・地域・行

政機関が連携しながら地域の実情にあった様々な取組を実施していることを確認した。

本協議会として、「今後も引き続き、全市一体となって、「思いやりの心」の育みを展開していく」としてよろしいか。

《各委員》

異議なし。

【決定事項】

青少年問題協議会として取組内容について了承。

イ 八王子市青少年健全育成基本方針(令和7年度(2025年度)～令和11年度(2029年度))について 資料2

【事務局説明】

<基本方針の概要について> 6頁

- ・ この基本方針は、市民と行政の協働による青少年の健全育成の推進を目的とする。
- ・ 基本方針には、青少年の健全育成の「理念」及び「理念を実現していくための基本となる方針」を定め、期間は5か年である。

<構成等について>

・基本方針「家庭・学校・地域・行政の連携のもと 健全な「はちおうじっ子」を育てよう」と、4つの基本となる柱「家庭・学校・地域・市及び関係行政機関」それぞれの役割を掲げている。基本方針策定等の検討会で協議されたことを踏まえ、基本的な構成、内容については前回から継続することで承認されており、本内容で提案する。

・継続する理由については、6頁の(1)のとおり、現行の基本方針に基づき実施された取組数がページ下段のように増加傾向にあり、市民の中に意識づけされていること、また、本市の基本構想、基本計画「八王子未来デザイン2040」を踏まえたものになっている他、「子ども若者育成支援計画」、「第4次八王子市教育振興基本計画」等の内容も踏まえたものになっているため。

・基本理念については、「家庭・学校・地域・行政の連携のもと健全な「はちおうじっ子」を育てよう」の中の、アンダーラインを引いた「行政」を追加している。これは、従来から、4つの柱の中には「市及び関係行政機関の役割」が含まれていたが、基本理念には、行政が含まれていなかったことから、4つの柱にあわせ、追加するもの。

<基本方針の理念と趣旨> 8頁

「八王子未来デザイン2040」の基本的な考え方を反映している。家庭、学校、地域、行政が連携し、地域全体で子どもの健全育成を支え、未来を担う子どもの「生きる力」を育むことを目指した内容となっている。

< 1 家庭の役割「子どもの健やかな成長の基本」 > 9 頁

・家庭は、子どもの健やかな成長にとって、第一義的な責任を負っていることから、学校、地域、行政の助けを借りながら、子どもに愛情を注ぎ、子育てをするように促す内容として
いる。また、親に対して、大人として子どもに手本を示すとともに、親子で地域の活動に参加
することなどに努める意を込めている。

・具体的な役割の1つ目は、「親から子へ伝えよう、思いやり・感謝の気持ちの大切さ」、
2つ目は、「おはようから始まる基本的な生活習慣と家族で作ろう みんなのきまり」、3つ
目は、「地域に目を向け、親子で一緒にやってみよう」である。

・地域は、子どもが、様々な人々と交流しながら、様々な価値観や能力を身につける場所
であり、親子で地域に目を向け、様々な活動に親子で参加するよう促すとともにあいさつの
実践など、親が手本となるよう促す内容となっている。

< 2 学校の役割「家庭・地域とともに、生きる力を育む教育」 > 10 頁

・学校は、家庭や地域と連携・協働しながら、子どもの生きる力を育む教育環境の構築を
推進していくことを方針とする。

・具体的な役割の1つ目は、「学ぶ意欲や豊かな心を育む教育」、2つ目は、「健やかな心と
体を育む体験活動の充実」、3つ目は、「地域とつながる学校づくり」である。

・地域と協働しながら、子どもの健やかな成長を育む学校づくりを推進するとともに、学
校の資源を活用し、多世代のつながりを育むなど、地域の力を高める取組を推進する内容と
なっている。

< 3 地域の役割「一人ひとりの力を持ちより、高める地域の子育て力」 > 11 頁

・子どもが地域において安心して成長できるよう、そこに暮らす大人、一人ひとりの持ちう
る力により、地域の子育て力を高めていくことを方針とする。

・具体的な役割の1つ目は、「地域の大人が手本となって続けていこう、あいさつ・声かけ」、
2つ目は、「青少年が活躍できる地域づくり」、3つ目は、「人とひととのつながりで広げて
いこう、地域の安全・安心」である。

・住み慣れた環境で子どもが健全に成長していくには、子どもが安心して生活できる環
境づくりが大切である。見守り活動、地域清掃、防災体験への参加など、地域の安全・安心
への関心を促す内容となっている。

< 4 市・関係行政機関の役割「連携とサポート体制の充実」 > 12 頁

・青少年の健全育成の担い手、それぞれの持つ力を発揮できるよう、家庭・地域・学校との
連携を強化するとともに、青少年の健全育成活動の担い手の確保・育成を支援していくこと
を方針とする。

・具体的な役割の1つ目は、「家庭・地域・学校をつなぐコーディネート機能の充実」、2つ
目は「青少年健全育成活動の支援」で、子どもが様々な体験を積み重ねられるよう、青少年
の健全育成に携わる機関や団体の活動を支援する。3つ目は「人材育成支援と情報提供の充
実」である。

《会長》

事務局より令和7年度からの「八王子市青少年健全育成基本方針」について説明があった。これより協議に入る。

御意見・御質問はいかがか。

《八王子市議会議長 鈴木委員》

リーフレット1頁下段の相談窓口について、こういった活動が色々なところでされているのは承知しているが、掲載件数が多いため、これを見た方はどこに電話したらいいのか、自分の問題はどこに電話すれば解決するのか、迷ってしまうのではないかと。たとえば、「こころの電話相談」と「こころといのちのホットライン」だと、どっちに電話すればいいのか迷ってしまう方が多いのではないかと思う。この中では、24時間、無休、フリーダイヤルの相談窓口を優先して記載したらどうか。また、人は3つ以上選択肢があると迷うと思うので、できれば2つ程度にしたほうがわかりやすいと思う。

《事務局》

記載内容につきましては、修正を検討する。

《八王子市青少年対策地区委員会連絡会代表 西川副会長》

この基本方針について、検討会で検討を重ねてきた。昨年までは健全なはちおうじっ子の育成には、家庭、学校、地域の連携が必要と謳ってきたが、今年度からは、行政を明記し、4者の連携の必要性を示している。それぞれの役割を見返し、手を結び、一丸となって、子どもたちのさらなる健全の育成の促進につなげていこうとの思いでこの方針になった。

たとえば、私が活動している青少年対策第六地区委員会では、清掃活動やウォークラリーなど、子どもが地域を知り、地域に愛着が持てるような活動を行っている。このような活動は、地域だけではできない。家庭や学校の理解はもちろんのこと、八王子市をはじめとする行政機関の支援が不可欠である。この方針を皆様にご理解いただき、お力添えをいただき、活動していければと考えている。

また、この方針の特徴として、子どもにとって、大人との関わりがいかに大切であるかということを示している。そのため、私たち大人は子どもたちの手本となり、子どもたちの育成に関わっていきたいと思っている。後程検討いただくりーフレットでも、毎年呼びかけているが、子どもの健全育成に関わる全ての人が、これを意識していただければと思っている。私たち青少対も、今回提案した方針に基づき、皆様のご理解、ご協力をいただきながら、健全なはちおうじっ子の育成に努めていきたいと考えている。

《会長》

その他、御意見・御質問はいかがか。

【質疑応答】

特になし

《会長》

他になければお諮りする。

御意見等をいただきまして、リーフレットの相談窓口の案内については、再整理するといたしまして、「八王子市青少年健全育成基本方針(令和7年度(2025年度)～令和11年度(2029年度))」は、原案のとおり決定してよろしいか。

《各委員》

異議なし。

《会長》

このことについては、原案のとおり決定する。

【決定事項】

八王子市青少年健全育成基本方針(令和7年度(2025年度)～令和11年度(2029年度))を原案のとおり決定

ウ 八王子市青少年健全育成基本方針令和7年度(2025年度)重点目標等について 資料3

【事務局説明】

〈重点目標について〉

重点目標につきましては、令和6年度は、「みんなでつないでいこう 思いやりの心」としているが、「検討会」での検討を踏まえ、令和7年度も引き続き、重点目標とすることを提案する。

〈重点目標とする理由〉

- ・ 重点目標とは、「青少年健全育成基本方針」に基づき、青少年を取り巻く様々な課題を踏まえ、健全育成の推進に向けて、毎年、全市的な取組指針として定めている目標である。
- ・ 本重点目標のもと、令和6年度の取組件数が過去最多を記録しており、継続した目標を掲げた方が効果的である。
- ・ 青少年を取り巻く問題は、全国的に小中学校における不登校の児童・生徒数や小中校生の自殺者数が最多を記録するなど、深刻化しており、大人が思いやりの心をもって子どもに寄り添い、思いやりの心を育む重要性が高まっている。
- ・ 学校で実施している「はちおうじっ子サミット」で、いじめの問題や思いやりの心の大切さが話し合われていることや、八王子市市政世論調査において、中学生に身に付けさせる教育として、「他者を思いやる心」が最も多くなっている。
- ・ これらの理由を踏まえ、家庭・学校・地域・行政が協力しながら、令和7年度も引き続き「思いやりの心」の育みを重点目標に据え、全市的に取り組んでいくことがふさわしいと考える。

〈令和7年度重点目標と3つの行動指針案〉

3つの行動指針は、「青少年健全育成基本方針」及びそれに基づく「重点目標」を踏まえた令和7年度の重点的な3つの行動指針となっている。1つ目が「あいさつで、子どもが安心できる地域をつくろう!」、2つ目が「みんなで、子どもの居場所をつくろう!」、3つ目が「『闇バイト』など、ネットの危険に注意しよう!」である。

〈重点目標及び行動指針を踏まえたリーフレットの作成〉

● リーフレットを作成における、基本的考え方について

- ・ リーフレットは基本的には、大人向けの内容とした。
- ・ 義務教育学校を含む小中学校の全児童・生徒に配布するので、子どもが読むことも想定し、見出しを設け、文字数を減らすなど、記載内容やレイアウトなどを親しみやすく、読みやすいものにした。
- ・ 大人が子どもの手本になるべき旨の表現を盛り込んだ。
- ・ 抽象的な言葉を避け、行動する意味やポイント、役立つ情報を記載するなど、具体的な行動につながりやすい内容とした。

● リーフレットの記載内容について

リーフレット1ページ 導入部分

- ・ 冒頭に「思いやりの心」を全市的に育てていくよう呼びかけている。
- ・ その隣の「いじめを許さないまち八王子条例」の紹介部分については、条例について知ってもらおうよう呼びかけ、いじめをなくすためには、「思いやりの心を育てること」が大切であることを例年、記載している。
- ・ 下段については、子どもや保護者の悩みに寄り添うため、様々な機会をとらえ、相談窓口に関する情報を発信していくことが重要であることから、継続的に紹介している。
- ・ この相談窓口については、教育委員会が市立小・中・義務教育学校の児童・生徒に配布している相談窓口を紹介したチラシに記載の窓口のうち、いじめや子育ての悩みに関係が深いもの、SNS対応や24時間対応しているものを中心に記載した。
- ・ さらに、東京都が運営する子育てについてのSNS相談窓口である「親子のための相談LINE」と、高校生世代以降の若者の「なんでも相談窓口」である「八王子市若者総合相談センター」も記載した。

リーフレット2ページ「行動指針1 あいさつで、子どもが安心できる地域をつくろう!」

について

- ・ あいさつは、思いやりの心を育てる原点であると考え、毎年度行動指針として掲載している。昨年度は、「あいさつで子どもを見守ろう!」と、防犯的な観点からあいさつを促す内容としたが、今年度は、子どもが、居心地よく安心だと感じる地域づくりの観点からあいさつを促す内容としている。
- ・ 検討会において例年、大人からのあいさつを根気よく継続して呼びかける必要性が議論されていること、また、教育委員会で実施している「はちおうじっ子サミット」にお

いて、小中学生の中で、いじめ防止のため、あいさつの重要性が話し合われたこと、以上の理由より、家庭はもちろん、学校や地域でも、大人からあいさつをすることや大人同士でのあいさつが大切であることを呼びかけている。

- ・ また、あいさつを交わせる関係を構築する観点から、子どもと地域の大人が顔見知りになる重要性を呼びかけるとともに、子どもと地域の大人が知り合うきっかけとなる地域の活動への参加を促す内容としている。

リーフレット2ページ「行動指針2 みんなで、子どもの居場所をつくろう！」について

- ・ 昨年度は、子ども基本法に基づき、子どもの意見に耳を傾けるとともに、大人が地域のイベントに参加すること、身近な子どもの悩みに寄り添うことを促す内容だった。今年度は、こども家庭庁の「こどもの居場所づくりに関する指針」において、子どもが肯定的な関係の中に自分の居場所を持つことは、子どもの健全な成長にとって不可欠な要素であり、家庭・学校・地域・行政が連携・協働することが求められていることから、この指針としている。
- ・ こども家庭庁の指針に基づき、子どもの居場所とは家庭や学校などの施設だけではなく、人との関わりも居場所になり得ることを説明する内容を記載した。
- ・ 次に、子どもが安心できると感じる場所の数は、子どもの自己肯定感と関係があることから、子どもがいろいろな居場所を持てるよう、地域で団体が行う様々な活動への参加や運営に協力することを促す内容としている。
- ・ 最後に、居場所づくりというと、ハードルが高いと感じてしまう方々に対し、身近でできることとして、あいさつも居場所づくりにつながることを呼びかける内容としている。

リーフレット3ページ「行動指針3 「闇バイト」など、ネットの危険に注意しよう！」について

- ・ 昨年度は、「大麻」や「闇バイト」など、青少年を取り巻くインターネットの危険性に焦点を当てた内容としたが、今年度は、SNSの普及を背景とした闇バイトがらみの強盗事件が頻発し、市でも教育委員会及び警察と連携した子どもへの啓発を行っていることから、特に「闇バイト」に焦点を当てた内容とした。
- ・ まず、警視庁や警察庁の啓発チラシを参考にし、「闇バイト」は犯罪であることを説明するとともに、関わらないために「闇バイト」の求人情報等に用いられる言葉や特徴を記載している。
- ・ また、関連情報として、「闇バイト」について、より分かりやすく知ってもらうため、動画も掲載している警視庁及び東京都の啓発用WEBサイトへのリンクを掲載した。
- ・ ページ下段では、家庭におけるインターネットの利用ルールづくりは、子どもの適正な利用を図るために必須であることから、家庭ルールについて、例年どおり記載している。
- ・ 次に、家庭ルールをつくる際のポイントや具体例を記載した。ポイントには、家庭ルールを決めるうえで、大人のインターネットの使い方が大切である旨も明記している。
- ・ ページ左下部では、青少年インターネット環境整備法第6条における、青少年にイン

ターネットを利用させる際の保護者の責務について、保護者の意識を高めるため、例年記載している。

- ・ ページ右下部には、例年取り上げているが、日々変化するネットの危険性などについて知ってもらうため、誹謗中傷、闇バイト、フェイクニュースなど、最新の情報をわかりやすく説明した総務省のウェブサイトや、インターネットに関する悩みを持つ子どもや保護者が、気軽に相談できるよう東京都の相談窓口「こたエール」を紹介している。
- ・ また、今年度はスペースの都合上、記事としては掲載していないが、青少年や若者の間で大麻を中心とする薬物のまん延が社会問題となっていることから、参考情報として、大麻の危険性などを呼びかけた警視庁のWEBサイトを掲載している。

リーフレット4ページ「『八王子市青少年健全育成基本方針』及び『つながり、ひろがる思いやりの心』」について

- ・ ページ上部には、例年どおり八王子市青少年健全育成基本方針を記載している。
- ・ ページ下部、「つながり ひろがる 思いやりの心」では、令和6年度八王子市青少年健全育成推進区域であった第三地区の取組を記載するとともに、令和7年度八王子市青少年健全育成推進区域についても紹介しており、次の議題で協議決定していただいた場合に掲載をする。

〈配布について〉 資料3 16頁

- ・ 小中学校や地域などに、54,000部配布する。リーフレットは、「重点目標及び行動指針」を広く周知し、取組を推進するために、家庭、学校、地域に向け配布する。
- ・ 昨年度の青少年問題協議会において、保護者に読んでいただけるような配布についての意見も踏まえ、より多くの方に届くよう、市内の都立高等学校にご協力いただき、電子データで生徒に配布する予定。
- ・ また、配布だけでなく、令和6年度には、学校で保護者の皆さんが集まる機会にリーフレットを活用した周知啓発を行う、地域の様々な行事で配布する、「思いやりの心」の育みをテーマとした標語を募るなど、様々な形で本リーフレットを活用いただいた。こうした取組も併せて周知することで、他の地域での周知啓発の参考にしていただく予定。

《会長》

事務局から「令和7年度重点目標」について説明があった。これより協議に入る。
御意見・御質問はいかがか。

《八王子市青少年対策地区委員会連絡会代表 西川副会長》

あいさつに関する行動指針について、あいさつは社会生活の中で非常に重要だと考える。特にあいさつ運動は多くの団体に取り組んでおり、さらに推進していきたいと考えている。しかし、不審者などの危険が多い中、子どもたちが大人の声かけに気軽に応じられない現状がある。そこで、地域のイベントを通じて子どもたちと顔見知りの関係を築くこ

とが重要だと感じている。青少対も、大人から積極的に「おはよう」と声をかけ、「あなたたちは地域で見守られている」という思いを伝えている。このようにして関係性を構築する機会を提供していきたいと考えている。

次に、子どもの居場所づくりについて、子どもにとって居場所を持つことは必要不可欠だと考える。子どもが安心して活動できる場所、それが居場所。居場所で子どもたちは様々な人と関わりながら、多くのことを学んでいく。現在、子ども食堂や放課後子ども教室など、様々な居場所づくりが行われている。青少対でも、子どもが地域の方と交流することで、地域に愛着を持ち、そこが居場所だと感じられるようなイベントを実施している。

インターネットに関する行動指針について、学校では子どもたちに、闇バイトを含めたインターネットの危険性などを指導している。しかし、子どもが適切にインターネットを使用するためには、学校だけでなく保護者の力も重要だと考える。保護者は、子どもがインターネットを適切に利用できるルールを作り、危険に巻き込まれないよう常に関心を持つことが大事だと思う。青少対でもリーフレットを活用し、適切な使い方や危険を伝えていきたい。

最後に、青少対はこの行動指針を踏まえ、思いやりの心を育む活動を続けていきたいと思っている。

《八王子市立中学校PTA連合会代表 田所委員》

重点目標について、保護者の責任が非常に大きいと考えている。そのため、中学校PTA連合会としては、保護者にどのように周知啓発していくかが重要だと思っている。このリーフレットは、中学校PTA連合会が各校の保護者に配布し、周知啓発を進めている。また、データでの配布も行っている。

青少年健全育成基本方針の策定等に係る検討会にも参加しているが、リーフレット3ページの闇バイトについては、現在の社会問題を反映し、大きく取り上げた。インターネットやスマホ、闇バイトに関しては、家庭の責任が非常に大きいと考えている。学校だけでは解決できないため、家庭でのルール作りや保護者の手本が重要だと思う。親子一緒に適切な使い方をすることが大切だと思う。

中学校PTA連合会では、インターネットスマホワーキンググループを作り、冊子を作成し、周知啓発を行っている。また、各小・中学校に出向いて周知啓発活動を行い、保護者同士で研修も行っている。家庭での使い方が重要な問題であり、今後も取り組んでいきたいと考えている。

《八王子市議会議長 鈴木委員》

リーフレットの配布について、関連機関には54,000部配布し、データでも配布することだが、保幼小連携のため幼稚園、保育園、認定子ども園にもデータで配布したほうが良いのではないかと。保護者は子どもの成長に関する情報は大切と思う。ぜひデータで構わないので、幼稚園等にも配布し、全ての子育てをする保護者に伝わるようにしていただきたい。

《事務局》

幼稚園、保育園、認定子ども園へのデータによる配布について、検討する。

《会長》

他になければお諮りする。「八王子市青少年健全育成基本方針 令和7年度重点目標等」は、原案のとおり決定してよろしいか。

《各委員》

異議なし。

《会長》

このことについては、原案のとおり決定する。

【決定事項】

「八王子市青少年健全育成基本方針 令和7年度(2025年度)重点目標等」を原案のとおり決定

ウ 令和7年度(2025年度)八王子市青少年健全育成推進区域の指定について 資料4

【事務局説明】

- ・ 本市では、毎年「八王子市青少年の健全な育成環境を守る条例」第5条に基づき、八王子市青少年対策地区委員会 37 地区から推進区域を募集し、申請のあった地区について本協議会にて審議、承認後、指定を行っている。
- ・ 毎年度1地区を指定している。
- ・ 指定された地区は、通常の活動に加え「八王子市青少年の健全な育成環境を守る条例」第6条に規定する事業を実施する。具体的には、「あいさつ運動」「子どもの主張・意見発表」などを実施している。
- ・ 令和7年度については、第五地区から令和6年11月開催「第2回 青少年対策地区委員会連絡会」にて立候補があり、同月開催した「八王子市青少年健全育成基本方針の策定等に係る検討会」にて、この結果を報告し、本会議に推薦することを了承されている。
- ・ 第五地区からは、子どもの健全育成を図ることを目的に「ふれあいコンサート」という地域の子どもが音楽体験を通して、多世代交流を図れるイベントを開催することで、子どもの健全育成を図ることができる事業が提案されている。

《会長》

御意見・御質問はいかがか。

【質疑応答】

特になし。

《会長》

それではお諮りする。

「令和7年度(2025年度)八王子市青少年健全育成推進区域」は、原案どおり決定してよろしいか。

《各委員》

異議なし。

《会長》

このことについては、原案のとおり決定する。

【決定事項】

「令和7年度(2025年度)八王子市青少年健全育成推進区域」を原案のとおり決定

エ 令和7年度(2025年度)「八王子市青少年健全育成基本方針の策定等に係る検討会」の検討事項について 資料5

【事務局説明】

- ・ 「八王子市青少年健全育成基本方針の策定等に係る検討会設置要綱」に基づき、「令和7年度と同検討会の検討事項」について、次のとおり提案する。
- ・ 「八王子市青少年健全育成基本方針 令和7年度重点目標に向けた取組」については、令和7年度重点目標の達成に向けた家庭・学校・地域・行政機関の具体的な取組状況を把握する。
- ・ 「八王子市青少年健全育成基本方針 令和8年度重点目標について」では、関係団体・機関に青少年健全育成のための積極的な取組を呼びかける重点目標等を定めるため、令和8年度の重点目標等を協議・検討する。
- ・ 「令和8年度八王子市青少年健全育成推進区域について」では、「八王子市青少年の健全な育成環境を守る条例」第5条により指定する標記区域について、協議・検討する。
- ・ その他として、青少年に関する諸課題の報告・専門的見地による情報交換により、関係機関等との連携・協力の円滑化を図っていく。

《会長》

事務局から「令和7年度(2025年度)八王子市青少年健全育成基本方針の策定等に係る検討会の検討事項」について、提案があった。

御意見・御質問はいかがか。

【質疑応答】

特になし。

《会長》

それではお諮りする。「令和7年度(2025年度)八王子市青少年健全育成基本方針の策定等に係る検討会の検討事項」については、原案どおり決定してよろしいか。

《各委員》

異議なし。

《会長》

このことについては、原案のとおり決定する。

【決定事項】

「令和7年度(2025年度)八王子市青少年健全育成基本方針の策定等に係る検討会の検討事項」を原案のとおり決定

(2) 報告事項

令和6年度(2024年度)青少年健全育成事業について 資料6-1、6-2

【事務局説明】

青少年対策地区委員会活動について

- ・ 青少年対策地区委員会は、中学校区を1つの単位として、市内に37の地区委員会があり、学校、PTA、町会・自治会、民生・児童委員、保護司、青少年育成指導員など地域に密着した方々により構成されている。
- ・ 37地区で約2,500名の方々が、地区ごとに「青少年の健全育成に資する活動」を行っていただいている。その主な活動について報告する。
- ・ 青少年が健全に育成できる環境を整備する活動だが、地域の学校などと連携したあいさつ運動や、青少年育成指導員と連携した地域パトロール活動などを実施した。
- ・ 青少年健全育成のための活動だが、地域の様々な団体と協力して、スポーツ・文化体験できるイベントや子どもが自らの考えを発表できる健全育成標語コンクール、意見発表会などを実施した。
- ・ 青少年の社会参加・社会貢献活動だが、地域の清掃を行うクリーン活動や防災訓練などを実施した。掲載の表は、青少年対策地区委員会の代表的な事業であるクリーン活動の実績であるが、令和6年は、例年実施している感染症対策に加え、熱中症対策として、環境省が発表する「熱中症特別警戒情報」を活用し、実施の判断を行うなど、参加者の安全に配慮したうえで、各青少年対策地区委員会において、実施した。
- ・ 21頁、青少年健全育成推進区域に関する事業については、先ほどの議題で来年度の推進区域が第五地区に決定したところだが、令和6年度の推進地区は第三地区である。第三地区では、「いずみの森サマーフェスティバル」と「いずみの森わくわくランニン

グ大会」を実施し、地域の子どもが大人とふれあいながら、様々な体験を通じ、思いやりの心を育んだ。

- ・ 23頁、東京都「地域における青少年健全育成応援事業補助金」認定事業であるが、今年度は、川口地区と檜原地区の「ウィンターフェス in 川口・檜原」が認定されており、それぞれ両地区が協力し、小学校児童による自転車の模範演技を行ったり、2つの中学校の吹奏楽部が合同で演奏したりすることにより、学校間及び世代間交流を図り、相手の立場に立った思いやりの心を育んだ。

青少年育成指導員活動

- ・ 24頁、青少年育成指導員は、「青少年の健全な育成環境を守る条例」に規定されている、本市固有の制度で、青少年の健全育成のための良い環境づくりを目指して、市内37地区で227名の方に活動していただいている。
- ・ 主な活動内容は4つ。まずは、巡回活動である。夜間の活動が多く、地域内をパトロールし、子どもの見守りや帰宅を促す声かけなど、各関係機関と連携を図りながら実施している。
- ・ 次に八王子市青少年健全育成キャンペーンの実施である。毎年11月、こども家庭庁が主唱する「秋のこどもまんなか月間」に合わせて実施している。青少年健全育成基本方針重点目標などを記載したポスターや絆創膏を市内各地で掲示・配布して、啓発を行った。また、各種実態調査を実施した。
- ・ 3つ目として、青少年健全育成協力店の指定活動である。本市の青少年健全育成事業の趣旨に賛同する約500の店舗に参加していただいている。青少年育成指導員は、協力店への加入促進の他に、青少年健全育成キャンペーンポスターの掲示依頼、子どもの長期休暇中の見守り活動依頼、巡回活動時の情報交換を行うなど地域の実情にあった取組を実施している。
- ・ 最後に、環境浄化の実態調査である。カラオケ店など、青少年が立ち寄る店舗や書店などを対象に、調査を行っている。具体的には、「カラオケボックス等の調査」、「不健全図書等自動販売機の調査」、「ゲームセンター及びインターネットカフェの調査」、「指定図書及び表示図書類(成人向け雑誌・DVD等の)販売等状況の調査」、以上4つの調査である。
- ・ これらの調査は、「東京都青少年健全育成条例」に基づき、深夜の入場制限や区分陳列など、ルールに沿って運営されているかを調査するものである。
- ・ 今年度の調査結果については、「カラオケボックス等の調査」、「ゲームセンター及びインターネットカフェの調査」、「指定図書及び表示図書類(成人向け雑誌・DVD等の)販売状況の調査」については、ルールに則り運営されていることを確認している。
- ・ ただし、「不健全図書等自動販売機の調査」においては、都条例により規定されている、外から販売物を見えないようにするミラー装置が設置されていないため、東京都民安全推進部に報告し、対応していただいている。

《会長》

ただいまの報告について、御意見・御質問はいかがか。

【質疑応答】

特になし。

(3) 情報交換

ア 令和6年少年非行の現状及び最近の動向について

【情報提供】南大沢警察署より報告

《南大沢警察署長 堀口委員》

令和6年の東京都内における少年非行の現状をお伝えする。なお、お伝えする数字は暫定値であるため、あらかじめ御了承いただきたい。

まず、非行少年についてである。都内で非行少年として検挙・補導された少年は、4,878人となり、前年比プラス566人となった。八王子市内3署の検挙・補導人員は、263人で前年比プラス57人である。

不良行為少年については、深夜徘徊や喫煙など不良行為少年として補導した少年は、都内で32,242人となり、前年比マイナス250人である。市内3署では1,866人となり、前年比プラス247人となった。

初発型の非行ともいえる万引きの検挙・補導人員については、都内では1,253人と前年比プラス192人で、非行少年全体の約25.7%となり、最も多い非行形態となっている。学職別では、小学生が435人と最も多く、全体の34.7%を占め、次いで高校生、中学生の順となっている。市内3署の万引きの検挙・補導人員は60人であり、前年比プラス7人である。

続いて、少年非行で近年問題視されている薬物事犯の現状である。薬物事犯の検挙人員は、都内で238人、前年比プラス8人である。この内、覚せい剤事犯の検挙人員は34人で、前年比プラス11人である。大麻事犯の検挙人員は、125人で、前年比マイナス22人であった。大麻は、薬物使用の入口であるゲートウェイドラックとしても危険視されているもので、10年前の平成26年の検挙人員が14人だったことを考慮すると、少年への薬物の蔓延があると言える。薬物事犯の学職別では、有職少年が86人で最も多く、次いで無職少年が68人である。市内3署の薬物事犯の検挙人員は、大麻事犯が3人、麻薬事犯が1人である。

特殊詐欺の検挙人員については、都内で114人、前年比プラス14人である。学職別では、無職少年が55人と最も多く、次いで高校生が30人である。児童ポルノ事犯検挙人員については、成人と少年を合わせて都内で94人、前年比プラス24人である。市内3署では、9人を検挙している。これらの少年の中には、SNSで知り合った児童に自身の裸を自撮りするように差し向け、送信させたことなどから、児童ポルノ製造罪として検挙されたものもある。

児童虐待の児童相談所への通告件数については、都内で9,186件、前年比マイナス53件である。児童通告された児童数は14,391人、前年比マイナス194人である。虐待種別とし

ては、心理的虐待が6,238件で最も多く、次いで身体的虐待、ネグレクト、性的虐待の順となっている。虐待の加害者別件数では、両親によるものが5,076件で全体の約半数を占め、次いで実母、実父の順となっている。虐待を受けた児童は、未就学児童が5,716人と最も多く、次いで小学生、中学生、高校生の順となっている。市内3署の児童虐待の状況については、児童通告の件数が379件、前年比マイナス26件となり、通告された児童数は618人、前年比マイナス54人である。

次に、最近の動向についてである。都内における非行少年の検挙人員の数は、平成22年から令和4年までの13年間連続で減少していたが、令和5年から増加に転じ、令和6年も増加している。スマートフォンの普及やソフトウェアの発展により、いわゆる闇バイトに応募し、特殊詐欺や強盗などの犯罪行為に加担する少年や、SNSで薬物を入手する少年が後を絶たない。令和6年の非行少年の検挙人員は、平成22年の半数以下ではあるが、統計上の数値をもってのみ、少年の生活環境が改善されたとは言えないと考えている。

また、全国から新宿歌舞伎町のトー横に集まり、医薬品を過剰摂取する、いわゆるオーバードーズを繰り返し補導される事象が社会的注目を集めている。少年らは、不登校や家庭不和を理由に居場所を求め、生きづらさを市販薬で和らげたいとしてオーバードーズを行ってしまう。

ここで、警視庁の非行防止に特化した、部署をご紹介します。南大沢警察署から徒歩3分の場所に、八王子少年センターという庁舎がある。少年センターでは、街頭補導や専門職員による非行防止活動を行っている。本日はその活動の一つである、少年相談の事例を紹介する。少年相談を担当するのは、公認心理士資格等を有する少年相談専門職で、相談に訪れるのは、様々な理由から自分の居場所が見いだせない少年とその保護者である。先ほどトー横問題でも触れたが、少年非行には少年の居場所づくりが大変重要である。少年センターでは、少年とその保護者との面接を通じ、少年の特性等を心的観点から把握・分析し、必要に応じ、行政機関とも連携して、課題解決に取り組んでいる。

少年相談の事例を紹介する。相談者は生い立ちから家庭内で疎外感を感じ、不登校となった少女である。居場所がなくなったことからSNSを通じて、不特定多数の者と見境なく交流する状態が続いていた。保護者から相談を受けた少年センターは、根本的原因を把握するため、根気強く面会や心理テスト等を行い、少女が非行に走った原因は、望んでいた自立した生活がうまくいかず、自暴自棄に陥っていたことによるものと判明した。少年センターでは、福祉に関する相談窓口である八王子市のはちまるサポートに少女をつなぎ、少女に必要な支援の手続きを行った。また、各種関係機関と連携し、少女の自立に向けた就労支援や金銭管理のサポートといった細かな支援体制を構築したことで、少女が安心して自立できる環境を整えた。これらの支援を経て、少女は「自分が自暴自棄になった本当の理由がわかった。色々なことにチャレンジしたい。」と述べるようになり、今は前向きに暮らしていると聞いている。今後も、警察としては、時代とともに変遷する少年問題に柔軟に対応するために当協議会をはじめ、自治体や学校などの関係機関の皆様と緊密な連携をとりながら、少年の健全育成と明るい将来のために一体となって努力して参るので、ご協力をお願いします。

《会長》

ただいまの報告について、ご意見・ご質問はいかがか。

【質疑応答】

特になし。

イ 八王子市自殺率の推移と対策について 資料 7

【情報提供】保健所担当部長より報告

《八王子市保健所担当部長 鷹箸委員》

昨年度の本会議において、八王子市の自殺率が全国や東京都と比較しても高く、非常に危機的な状態であるということをご報告させていただきました。昨年度は資料がなかったため、今年度は資料を基に説明する。

令和5年については、人口10万人あたりの自殺率が21.4という非常に高い数字で、高止まりから下がる様子が見られなかった。しかし、令和6年については、先月出たデータでは幸い少し下がっている。しかし、全国や東京都と比べると本市の自殺率が高く、非常に大きな問題ととらえている。

資料の3ページについて、こちらは男女合わせた年代別の自殺率の推移となっている。自殺既遂者である実際に自殺された方については、資料4ページのとおり、全日的に男性がすべての年齢において多いという傾向がある。本市では、自殺問題については以前より、一般的な自殺対策を検討する会議のほかに、自殺未遂者支援会議を設けている。この会議の構成員は、市内の精神科や医療機関の方、救急医療機関の方である。この会議では、年間どのような人が自殺未遂で救急病院に運ばれるかといった具体的なデータを毎年いただいている。そのデータでは、今ご覧いただいている資料とは正反対の結果で、特に若い女性の自殺未遂者が非常に多くなっている。特に本市においては、20代及び30代の女性の自殺未遂が多く、10代に関しても自殺未遂で市内の救急医療機関に運ばれるケースが多い。自殺未遂の理由については、先ほど堀口委員の話にもあったとおり、オーバードーズの割合が多い。違反薬物ではなく、普通の薬局で販売されている薬の多量服用により、救急医療機関に搬送されるケースが非常に多くなっている。オーバードーズに関しては、全国的な大きな問題となっているが、対策の1つとして、市内では着手できていないが、薬局に働きかけ、同じ子どもや同じ若い女性が何度も似たような薬を買いに来ていることを把握した場合には、薬局で相談窓口のリーフレットを該当の方へ渡すという取組を行っているところもある。本市においても、今後取り組みたいと考えている。

次に5ページは、第二期自殺対策計画についてである。令和6年度より本市では本計画に取り組みしており、5ページ右下の重点施策について、第一期では、取り組まれていなかった「3困難を抱える女性への自殺対策の推進」と、生活困窮者向けの対策だった5つ目を「いきづらさを感じる方々への自殺対策の推進」とし、特にLGBTの問題や性的自認の問題から生きづらさを感じている方へも個別の支援が届くよう、自殺対策を進めている。

7ページ下段の画像のポスターをホワイトボードに掲示しているので、見ていただきたい。これから始める取組内容としては、向かって左側「相談する人増えています。」という

言い方で、まずは電話相談を進めている。しかし、話すことが難しい若い方が多いことから、電話だけではなく、SNSによる相談もできるような形で普及啓発をしている。右側は、市内で有名なバスケットボールチーム「東京八王子ビートルズ」と協力し、「一緒に解決しようその悩み」ということで、なるべく若い人に訴求効果の高い、普及啓発を目指している。大きさは、八王子市役所の庁有車の脇に貼るサイズである。選挙の啓発の際に実施している形と同様に、10日間限定だが市内各地を巡る際に、多くの市民の方の目に触れればと考え進めている。

次に、8～9ページの検索連動広告についてである。この取り組みは昨年度から行っており、死にたいと思った人が、一番情報を得やすいのが、インターネットである。そのため、市内の方の検索時のキーワードに「死にたい」や「死ぬ方法」、「死ぬには」などが含まれる場合、検索結果のトップページに、「つらかったですね、死にたくなかったあなたへ」というサイトへ誘導する取組を行っている。昨年は自殺対策月間のみ取り組んでいたが、今年度からは青少年若者課と協力し、通年で取り組んでいる。検索連動広告の表示回数については、9ページのとおりで、合わせると何万という数になる。年齢層などの詳しい情報はないが、驚くほど多くの方が検索しているということが分かる。この取組は、来年度も続けようと思っている。

最後に10ページの民間団体等との協力について、令和6年度東京都地域自殺対策強化補助事業として、林家こん平事務所が主催する傾聴サロン「はなしかにはなそう！」を本市が後援した。難病を患われ、1度は自殺をしようかと思った方が自分の経験を踏まえて、話をするイベントである。林家こん平氏の娘さんが団体を立ち上げ、全国の自治体へ積極的に呼びかけ、様々な事業を展開されている。本市では市役所本庁舎1階に、令和7年3月19日から28日まで、林家こん平事務所が作成したパネルを展示する。また、落語の絵本の読み聞かせについては、中央図書館で令和7年3月9日に実施するなど、民間団体と積極的に連携し自殺対策を推進している。この取組を続けること及び皆様のご協力により、本市の自殺率が来年度以降、さらに減らしていきたい、引き続きご協力をお願いする。

《会長》

ただいまの報告について、ご意見・ご質問はいかがか。

【質疑応答】

特になし。

ウ 八王子市再犯防止推進計画の改定について 資料 8

【情報提供】生活安全部長より報告

《八王子市生活安全部長 山岸委員》

八王子市再犯防止推進計画について、令和3年度から本市で初めての計画として実施してきた。令和6年度は本計画の最終年度でもあり、改定作業を進めてきたところですが、第二次の計画が概ね整理されたので、12月のパブリックコメントを実施した際に使用

した資料を提供する。本協議会の関わりとしては、資料の裏面、左側の中段、重点課題の「(2) 犯罪の発生を未然に防止するために」のところである。今回の改定に当たり、計画全体としては再犯の防止、すなわち刑期を終えて刑務所から出てこられた方への更生支援のための施策の充実を図っている。しかし、根本的に犯罪に手を染めないよう、犯罪の未然防止について、特に若年者を対象に強化をしていきたい。

同ページ右側、下から3番目「豊かな心を育むための取組」について、インターネットやSNSを介したトラブルや犯罪に巻き込まれる子どもたちが増加をしている現状に対して、具体的な施策として、多摩少年院にご協力をいただき、市内小・中学校での特別授業を充実している。また、市内の大学などへ警察署にもご協力をいただき、薬物乱用や闇バイトなどに近づかないようにするイベントやセミナー等による啓発活動を進めている。この結果については、令和6年度内に確定し、令和7年度から第二期計画として実施をしていきたいと考えている。

《会長》

ただいまの報告について、ご意見・ご質問はいかがか。

【質疑応答】

特になし。

エ その他

特になし。

5 閉会

